

携帯電話と子どもに関する最近の国会審議状況

1 衆議院・青少年問題に関する特別委員会

日時：平成 18 年 10 月 19 日（木）

質問者：（民主党）高井 美穂 議員

答弁者：高市 早苗 少子化・男女共同参画担当大臣

桜井 俊 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長

高井委員 （略）フィルタリングというのは過剰という意味、有害情報だけ入ってこないように選別して受信、見ることができるようにするソフトだというふうに聞いておりますけれども、この普及、開発状況について教えていただきたいです。とりわけ携帯電話の開発状況はいかがでしょうか。

桜井政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、受信者側で情報を取捨選択可能といたしますフィルタリングサービス、これは子供を有害情報から保護する有効な対策の一つであるというふうに認識をしております。

携帯電話向けのフィルタリングソフトと申しますのは、その機能の開発、実現が進んでいなかったということがございまして、平成 16 年度から総務省におきまして、携帯電話事業者と連携いたしましてモバイルフィルタリング技術の研究開発を推進してきたところでございます。こういった成果も受けまして、昨年夏以降、携帯電話事業者におきまして、順次、このフィルタリングサービスの提供を無料で開始しているという状況でございます。

高井委員 このフィルタリングに関する認知状況といいますか、一般の方々の認知それから事業者間の認知、そこはいかがでしょうか。

桜井政府参考人 一般の認知につきましては、私どもが調査した結果によりますと大体 40% ぐらいというデータがございまして、私どももあるいは携帯電話各社もこのフィルタリングサービスの認知度を上げるということが大変大事だというふうに認識をしております。

このため、具体的に、販売店等々におきまして、契約のときにパンフレット等を利用して契約者にフィルタリングサービスの説明を行っているというふうにも承知しております。また、契約申込書、あるいは未成年者の場合には親権者同意書というのが必要になりますが、こういった説明文におきましてフィルタリングサービスを推奨する説明文を掲載しているというふうに承知しております。

高井委員 お配りした資料を見ていただきたいんですけども、これは、警察庁からいただきました「「出会い系サイト」に関係した事件の検挙状況について」という資料でございます。平成 18 年 8 月 4 日発表でございますので、近々の資料でございます。

この中で、「出会い系サイトへのアクセス手段」として、平成 17 年においては

1,581件中1,512件と、96%。これは、データを見てわかるとおり、本当に9割5分以上が、ほとんどが携帯電話からのアクセスにより犯罪に巻き込まれている、犯罪につながっているというケースが多いと思います。

そして、その下の段の「被害者の年齢・性別」におきましても、平成17年には1267人のうち1611人、84%、平成18年の上半期においても84.8%、610人というふうに、かなり児童が巻き込まれているケースが多い。

まさにここ、携帯電話のアクセス手段を減らすことによって犯罪に巻き込まれるきっかけを断つ、減らすことができるのではないかというふうに私は強く思っています。

そこで、今御答弁がありましたけれども、販売店で、周知について、フィルタリングについてどのように説明がなされ、そしてどんな手続が必要なのか。それから、携帯電話各社が実際に販売店で契約時においてちゃんと説明しているかどうか。40%は認知状況、周知状況があるということでございましたけれども、実際に使われている普及状況、普及率等のデータはございますでしょうか。

桜井政府参考人 普及率のデータの方から先にお答えさせていただきたいと思います。

未成年者のうち、どのくらいこのフィルタリングサービスを利用しているかというデータは、現在のところございません。先ほど申し上げましたように、認知度については、私どもが行いましたアンケート調査で4割程度となっているということでございます。

具体的にどのような説明がなされているかということでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、契約時のパンフレットにこのフィルタリングサービスを推奨する旨の説明、あるいは親権者同意書にも同様の説明等々を入れているということでございます。

そのほか、この問題、携帯各社も大変大事だと思っておりますし、私どもも非常に大事だと思っておりますので、ことしの3月に携帯電話事業者あるいは総務省、経産省も連携いたしまして、「フィルタリング」の普及啓発アクションプランというのを携帯事業者において発表しております。このアクションプランの一環といたしまして、本年7月に、各事業者それぞれの普及啓発活動とは別に事業者共同でのPRキャンペーンというものも実施してきておりまして、こういったことを通じてフィルタリングの普及啓発に積極的に取り組んでいるというふうに承知しております。

高井委員 実に、NTTドコモモバイル社会研究所というところのデータによると、平成17年3月の段階で、子供、児童の携帯電話保有率、小学生が24.1%、中学生は66.7%、高校生に至りましては96%の子供が携帯電話を保有しているということでございます。

それに比べて、40%の周知率とおっしゃいましたけれども、パソコン本体の方はかなりフィルタリングソフトについていろいろなところがちゃんと導入していると思います。ただ、携帯電話の本当のフィルタリングの周知率というのが、

個々、携帯電話を持っている人がどの程度知っているのかと思いますと、まだそんな、4割の人がフィルタリングソフトがあって、ちゃんと申し込めばできるということを知っているというふうには私はどうしても思えないんですね。ここを何とかもっと周知徹底していくようにして、子供がアクセスできないようにする、犯罪に巻き込まれないようにするということがとても大事であろうと思います。

本当に、出会い系サイトだけではなく、これはとりわけ出会い系サイトへのアクセスにより巻き込まれる犯罪のデータではございますけれども、その他、アダルトビデオの販売サイトであったり、先ほど大臣もおっしゃった自殺や家出につながるサイトであったり、それこそ、ひたたくりや詐欺といった架空請求に仲間を募るようなサイトであったり、残虐な映像を見せるサイトであったり、有害情報というだけではなく、違法なものまでサイトとしてある。ここを絶対断つことをしなくてははいけない。これはもう、それこそ各界挙げて、商売よりも子供を守るということをぜひ価値観に重く置いて、一緒にやっていただきたいと思います。そして、これはやろうと思えばできるというふうに思っています。

とりわけ、実効性を上げるためのさらなる対策として、どうでしょうか、例えば、未成年者が契約者となる携帯電話においてフィルタリングを義務づけるように、前向きにすることをいかが思いますか。

高市国務大臣 非常にいい提案だと私は思います。

経営上の自由ですとか、いろいろな反論も当然あるかと思いますが、しかし、やはり公共の福祉に反しない限り保障される自由であると思いますので、その実効性につきまして、そしてまた、憲法等、法律等の抵触性につきましても、ちょっと私自身研究をさせていただきたいと思います。

それから、フィルタリングソフト、この普及を進めていく、周知を徹底していくというのも非常に大事なんですが、そこでとても大切なのは、やはり親御さんが一緒に学んでくださること、そして子供さんも学校現場で、また地域社会の教育の場でインターネットモラルというものをしっかり勉強していただくことだと思います。これも各省庁に施策がまたがってしまうんですが、総合調整を担当する大臣として、今御提案いただいたような新たな施策も含めて研究をさせていただきたいと思っております。

高井委員 前向きな御答弁をいただきまして、感謝を申し上げます。

そして、もう一步踏み込んで、対策の提案をしたいと思います。

携帯電話が、インターネット、いわゆるiモードへの接続サービスを提供するに当たって、一つは、携帯電話の販売店、直営のドコモショップとかそういうショップとは別に、また、大型電器量販店でも携帯電話は販売されております。ここで販売契約時において、契約書にフィルタリング機能が必要かどうかチェックする欄を必ずすべてに設ける。今少し実践されているところもあるということでございましたが、契約するときにはフィルタリング機能が必要かどうか。これは、年齢をまず限ってするということよりも、すべての契約書にあれば、未成年でなければ別にそこは無視していただければいいわけですが、必ずその欄にあれば見ます、

説明も気づきます、販売店も聞かれたら必ず説明する、聞かれなくても本当は説明を丁寧にしていただきたいんですが、チェックする欄を設ける。

第二案として、もう一步踏み込んだ提案なんですけれども、例えば、販売時の携帯電話すべてにフィルタリングをかけた状態にして、そして、フィルタリングを解除するかどうかのチェックをする欄を設ける。私は解除してください、解除できます、すぐにできる、したい、選択の自由を疎外しない形で聞く項目をきちんと設ける。例えばこれを契約書に盛り込む。

第一案の方が、かけるかどうかのこと。それから、かけてある状態を外すかどうかのこと。実際に、まず、技術的にこれが可能なかどうか、政府参考人の方からお答えをいただきたいと思います。

桜井政府参考人 委員お話し第二案、すべてにあらかじめもうフィルタリングサービスをバンドルしておく、あらかじめ用意しておくということは、技術的には可能だろうと思います。ただ、その場合、実は、フィルタリングサービスと申しましても、ブラックリスト方式、ホワイトリスト方式、ブラックリストというのは、シャットアウトしたいサイトをシャットアウトするというもの、ホワイトリストというのは、公式サイト以外のものはすべてシャットアウトするというもの、あるいは一定、夜間だけサイトを制限するといったさまざまなサービスがございまして、一律にあらかじめフィルタリングサービスを契約時に入れておくということについては、そういった問題があるんじゃないかなというふうに思っております。

このため、携帯電話各社におきましては、まだ一部実施していないところがございますけれども、契約書にチェック欄を設けまして、契約者に意思を確認した上で申し込みをしていただくという方法をとっているところでございます。

高井委員 技術的に可能だということでございますが、いろいろなやり方があるって難しいということもよく承知をします。ただ、これはぜひ、この分野は研究開発が進んでいると思いますので、何段階か、例えばホワイト方式、ブラック方式というのはいろいろあるんでしょうけれども、それも選択肢に含めながら、ここまでは私は見たい、ここまでは嫌だというふうなところまで、すごく手間も暇も時間も大変な努力がかかることだと思いますけれども、ぜひひとつ、進めていく上で効果があるのではないかとというふうに考えています。

どうでしょうか、谷本さんに一言お答えをいただけたら。

谷本大臣政務官 初めての答弁がいきなりの指名で参りましたので、驚きました。

私は、ITも担当の大臣政務官ということでございます。今高井委員が言われたとおり、非常に大事な問題ですから前向きに、確かに、技術的にどういう基準をつくって、どこまでやるかという部分には非常にまだ議論があるかとは思いますが、前向きに私も考えていきたいというふうに思います。

高井委員 ありがとうございます。ぜひ御期待を申し上げたいというふうに思います。(略)

(中略)

高井委員 ありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

それこそ、当委員会で前回質疑されましたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、いわゆるこれが出会い系サイト規制法でございます、平成15年に成立し、12月から施行。これは当委員会で質疑されて施行になったということで、恐らくまた3年後のうちにはさまざまな見直しもあろうかと思えますし、私も、長期スパンでぜひこれを実行に移すために時間をかけてやっていきたいと思えます。しかも、できるだけ早く、一人でも子供が犯罪に巻き込まれることを減らすためにも早くやるということが大事でございますので、ぜひとも関係業界の方にも御協力をいただいて、いいソフトの開発、選択肢の幾つかの提供というのをぜひ、当委員会でも報告というか、今後の進捗状況を私もずっと聞いてまいりたいと思えますので、よろしく願います。

何といっても、このプランはすばらしいから、プランは大事です。しかし、実行に移せるということが何よりも大事であって、実行に移せることイコール子供が巻き込まれる犯罪を減らすということがすべての皆さんの目的であろうと思えますので、ぜひよろしく願いをいたします。

最後に、高市大臣、今の全体の質疑を聞きまして、いかがでございますか。

高市国務大臣 きょう、高井委員から非常に、私自身、新しいそして実効性のある視点をいただいたと思えます。法的に改正が可能かとか、民間企業に規制をかけることが可能かどうか、今すぐに私、即答できませんけれども、きょういただいたアイデアは全部持ち帰りまして、勉強をして、検討をして、一歩でも改善させたいと思っております。ありがとうございました。

高井委員 ぜひとも今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

2 参議院・内閣委員会

日 時：平成 18 年 11 月 14 日（火）

質問者：（民主党）松井 孝治 議員

答弁者：高市 早苗 少子化・男女共同参画担当大臣

竹花 豊 警察庁生活安全局長

桜井 俊 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長

松井委員（略）大臣ちょっと、これ別に通告してませんが、今高校生、中学生、小学生がどれぐらいの割合で携帯電話を持っているかというのを御存じでしょうか。

高市国務大臣 今ここで答弁申し上げられる数字を持っておりません。

松井委員 通告していないから当然ですね。それは結構なんです。

驚くべき数字で、私も調べてみてびっくりしたんですけれども、実は小学生で 24% 持っているんです。そして、中学生で 66.7% 持っているんです。そして、高校生に至っては 96% が携帯電話を持っているという数字。これは NTT ドコモの研究所がまとめられた数字なんで比較的正確だと思いますけれども、それぐらいの児童生徒たちが携帯電話を持っているんですね。

それで次に、生活安全局長、度々で恐縮でございますが、出会い系サイト絡みのいろんな凶悪な、まあ凶悪なというか犯罪に巻き込まれる事案が増えておりますよね。具体的に出会い系サイト関連の犯罪検挙数というのが平成 17 年度あるいは 18 年度上期の数字、どれぐらいあって、そのうち携帯電話絡みの、携帯電話を通じて入手してそういう犯罪に巻き込まれたというのがどれぐらいの割合あるかということ、事実関係を教えていただけますか。

竹花政府参考人 お答え申し上げます。

平成 17 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件における 18 歳未満の被害児童は 1611 人に上ります。これは、いわゆる出会い系サイトに関係した事件全体の被害者の約 84% を占めているところでございます。

また、18 年上半期の被害児童数でございますが 612 人でございまして、前年同期と比べて約 23% 増加をいたしております。このうち携帯電話を利用して被害に遭った児童の割合でございますが、平成 17 年中が 96.4%、平成 18 年上半期が 95.6% となっております。

松井委員 委員の皆様方には是非考えていただきたいと思っておりますし、政府の関係者におかれましては是非考えていただきたいと思うんですが、どんどんこの巻き込まれている件数が増えていて、被害者のもう九割近くが児童である。しかも、そのほとんどが、95%とか6%は携帯電話を通じていろんなメールとかが飛び込んでくるんでしょうね。そのメールを見ると、クリックするとサイトに行って、そこでいろんな方と知り合うというようなメールが来る、あるいはインターネットに接続してしまう。これは恐らく日本固有といいますか、日本が悪い意味での

先進国になっていて、この携帯電話を通じたメールやインターネットのアクセス、それが非常に深刻な犯罪に児童を巻き込んでいるという実態があると思うんです。

これは、こういう利用形態はまだアメリカやヨーロッパでは日本ほど進んでいないのではないかと思うんです。ですから日本、政府が、まずこれはほかの国の例というよりも、この被害の実態をどうとらえて、真剣にこれをどう規制するかということが私は問われているのではないかと思うんですけれども、まず高市大臣、今の数字聞かれて、ちょっとこれはやっぱり何らかの、政府が、本来であればこれは事業者が、これフィルタリングとって、インターネットの特定のサイトにアクセスできないようなサービスは皆さん御承知のようにもうあるわけですね。佐田大臣も元々お詳しいですから、今うなずいておられますけれども、あるけれども、ほとんどの方は実はそれは御存じない。御存じないし、余り使われていないと思うんです。これは何とかしなければ、どんどん数も、もう前年に比べて二十何%の間で増えていて、ほとんどが携帯電話で、被害者の大宗は児童だと、こういうことがもういろんな凶悪犯罪につながっていくわけですし、これを放置していいんでしょうか。率直な御感想を高市大臣からいただきたいと思えます。

高市国務大臣 率直な感想ということでございますので、放置しておくべきではないと私は考えています。

ちょうど高井議員から御質問いただいたのは10月19日の衆議院の青少年特別委員会でした。その日、私にとりましては大臣に就任して初めての青少年特での質疑のやり取りだったんですけれども、役所に帰りましてすぐに大臣室で、これはちょっと関係省庁にも呼び掛けて前向きに検討すべき提案じゃないかということをおの方から申し上げまして、その後24日に、内閣府からは政策統括官、共生社会政策担当の者と、あと総務省の電気通信事業部長で話し合いをしてもらいました。

総務省がどういう形で取組を考えているかということをおの方から知りたかったんですが、ちょうど高井議員の御質問を総務省の方でも副大臣なんかおらんになっていて、非常に感心されて、それで、これは前向きに取り組んでいこうということにはその時点でもう既になっておりました。

フィルタリングの普及なんですけれども、これは基本的に業界団体が自主的に今取組をされておりますけれども、それが更に一歩進んだものになるような提案ができないかということで、こちらは総務省の省内できちっと検討するという回答があったようです。

私自身の問題意識といたしましては、先生おっしゃいましたように、やはりこれが余り知られていないということなんですね。自分でチェックをして、電話の申込みのときにチェックができる欄があっても、余りこれが知られていないということで、むしろ学校ですとかPTAですとか、それから地域社会のあらゆる場所で、この啓発運動を親御さんにもよく知っていただくという意味では進めていくべきじゃないかと思えます。

あと、ちょっと難しい問題としては、そのブラックリスト化なんですけれども、非常に今、多くのサイトだけじゃなくてももう個人がメールで少しわいせつな画像を付けながら、売春と言いついていいのかどうか分かりませんが、誘うような、性的な行為を誘うようなメールがどんどん私たちのパソコンにも入ってまいりますよね。こういったところをどう抑えていくかというのは非常に難しい。数が多過ぎるし、それを受けないように着信拒否にしても、また別のアドレスを使ってどんどん入ってくるという形がありますので、この辺はちょっと技術的には難しい問題かと思いますが、今のまま、現状のままというのは非常に青少年にとって悪い状況だと私は思っております。

松井委員 御趣旨はそのとおりですし、私の質問の趣旨も理解していただいていると思うんですが、総務省からも事務的に質問するに当たってお話を伺いました。

基本的には、そのフィルタリングというサービスをもう少し認知度を上げていくということをやっていきたいということなんですけど、ただ、実際はそのフィルタリングの認知度を上げるといっても、実は各社によってフィルタリングサービスの内容も違いますし、事前にどういう形で告知されているかということも違います。

電気通信事業法を見ますと、26条という項目があって、そこできちんと、どういう契約形態で最初に契約するかというようなことの規制というのは、法律の根拠上はできると思うんです。

そこで、総務省令で、こういう書面の交付をしなければいけないとか、あるいは利用者の年齢確認をして、その年齢確認に応じて、基本的には最初にむしろフィルタリングを入れて、さっきブラックリスト化、ホワイトリスト化という話があったんですが、そのテクニカルな話は別として、最初にある程度フィルタリングのソフトをバンドルして、むしろ逆にそれが場合によっては解除できるという形で販売なりをしてくださいというような、その年齢に応じた規制を例えば法律上の根拠を持っているところの省令に書かせるとか、今の法律改正を要さないという意味ではですよ。あるいは、もっと言えば、法律上、電気通信事業法の中で、相手によって、青少年が契約主体になる、使用主体になるようなものについてはそういう規制を何らか導入するというところまで別に私は書いてしまってもいいと思うんですよ。

これは、総務省の方と話をしますと、それは個人のプライバシーだといった話もあるけれども、ただ現実には、さっき申し上げたように、小学生の二十何%が携帯持っているわけで、判断能力ない場合があるわけですね。しかも、うちの息子なんかもそうなんですけど、親の名義で契約しているものですから、別に何の制限もないわけですよ。現実には、小学生とか中学生、自分で支払能力ないですから、親の名義で2台目、3台目を事実上使用しているというケースもある。そういうのが全部野放しになっていて、書面交付の責任もいわゆるこのキャリアにはない。NTTドコモ、au、あるいはソフトバンク、それぞれ良心的には対応され

ていると思いますよ。だけれども、非常に営業競争している中で、やっぱり最低限、子供が使用する場合にはこういう規制をしてください、こういう書面交付をしてくださいという義務付けをしていかないと、これは総務省さんはなかなか、すぐ、はい分かりましたということにならないかもしれないけれども、それこそ青少年担当の高市大臣の方からそういう義務付けが必要じゃないかという提案をしていただくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

高市国務大臣 今、法律による義務付けのお約束までここでは断言できませんけれども、ただ、総務省の方でその法的な問題も含めて私は前向きに検討していただけたものと理解をいたしておりましたので、近々、まだ申し上げてから間がないものがございますから、近いうちに総務省でどこまで検討していただいているかということも更にチェックをさせていただいて、ちょうどIT安心会議、これはインターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議というものがございますので、私自身はこの場を使って、ちょっと法的な問題も含めて各省でできることを検討させていただきたいと思っております。その業者の営業行為に対してどこまで法で縛れるかということも含めて、研究をさせていただきます。

(中略)

松井委員 (略) 10月に大臣が答弁をされて、大臣自身も非常に積極的な御答弁を衆議院でされています。是非、大臣のリーダーシップで、閣僚レベルでこれどうしようかと。事務的に言えばいろいろ、それはキャリアとの関係もありますし、通信に対する規制というのをどうあるべきか、いろんな議論があると思いますが、現実にとんどん被害に巻き込まれている児童が増えておりますので、是非早期に大臣、総務大臣や、あるいは官房長官も今日、この件についてお聞きしようとは思っていなかったんですが、御出席でございますので、ちょっと政府で、閣議の後でも少し残っていただいて、しっかりこれ、通信規制の在り方でも、やはり子供の安全を巻き込んだ問題についてはきちっと規制強化も含めて考えるべきじゃないかと。

そのときに、元々これ、この問題の発端はですね、官房長官、警察庁で勉強会をされたんです。そのときには実は総務省の方とかは入っていませんでした、経済産業省も入っていませんでした。だから、例えば通信規制、通信事業者に対してどう規制をするかというようなことは、問題提起はされていますけれども、まだそれが現実に総務省の中で、あるいはそのソフトウェアの開発で経済産業省が入って、全政府を挙げてしっかり取り組もう、しかも政治的決意を持って取り組もうということまで体制はできてなかったんじゃないかと思うんです。是非、早期にそういう体制をつくることも含めて検討していただきたいと思うんですが、高市大臣あるいは官房長官の方から決意をいただけないでしょうか。

高市国務大臣 高井議員から御質問いただきました後、事務的にまず総務省と

話をしまして、その検討の状況をしばらくは見ようということで私ども内閣府の方では考えていたんですけども、今日、先生が質問される前に総務省ともお話しになって、まだちょっと具体的に詰まってきた状況でないような印象を受けましたので、私これから戻りまして、これからといいましても夕方までちょっと教育特の方に入りますので、そういった仕事が終わりました戻りましてからもう1回報告を受けまして、あしたでも1度総務省と話をさせていただきます。その上で、有効と思われる方向性が見えないようでしたら、このIT安心会議にも当然この問題提起をいたしますし、また閣僚間で、総務大臣それから官房長官にも是非じゃ御一緒いただくということで閣僚間でちょっと意見交換もさせていただきたいと思います。そこまでお約束できるかと思えます。

松井委員 是非そうしてください。

今日、せっかく総務省からおいでいただいているんで、基本的なことだけ総務省の政府参考人に伺いたいと思うんですが、さっきフィルタリングのサービスがあるというお話がありました。じゃ、大手のキャリア3社がフィルタリングサービスをどれだけ実施しているのか、その数字をいただきたいと思えます。

桜井政府参考人 お答えいたします。

現在のところ、フィルタリングサービスがどの程度利用されているのかというデータを持ち合わせておりません。総務省といたしましては、17年度に調査をいたしまして、認知率については約4割というふうに承知をいたしております。このため、この認知率をできるだけ高めるということでいろんな周知活動を事業者共々行っているという状況でございます。

松井委員 高市大臣、今御答弁いただいたみたいに、所管官庁の総務省でも実際フィルタリングをどれだけ使っているかという数字を持ってないんです。要するに取れてないということです、事業者から。だから、これは恐らく別に事業者の、事業者というか、個人のプライバシーではないですよ。全体の中の数字、何%が利用しているかだけのことですが、そういう実態把握もまだできてないわけですよ。

ですから、これはやはり、まず認知率を上げるというようなことをおっしゃっていますが、認知率を上げるということの取組だけでは私はちょっとのんびりし過ぎていると思えますね。是非、さっきおっしゃったように、政府として閣僚レベルでも意見交換をしていただいて、むしろトップダウンで、どういう規制を掛けるのか、あるいはその前に必要な事実確認、事実関係の調査が必要であれば大至急それを、事実関係を調査をしていただいて早急に対策を講じていただきたいと思えますが、もしよろしければこの点で最後に御答弁いただきたいと思えます。

高市国務大臣 民間事業者に問い合わせるのまだその数字の把握ということに関しましては、これは総務省の方から、できましたらまずは民間事業者に協力をさせていただいて、あらかたの状況は把握をしたいと思えます。

ただ、先ほどお約束申し上げましたように、政治主導で改善を図るために努力をいたします。

3 参議院・教育基本法に関する特別委員会

日 時：平成 18 年 11 月 27 日（月）

質問者：（民主党）櫻井 充 議員

答弁者：菅 義偉 総務大臣

櫻井議員（略） 子供が不必要に携帯を持つということをむしろ、やめろとは言いません、これは民間企業のこともありますからやめろとは言いませんが、国として何らかの方向性を打ち出すことは大事なことではないのかなと思いますけど、いかがでございましょうか。

（中略）

所管省庁である総務省としてどのようにお考えか。要するに、やはり便利ですから、それから民間の企業がやられていることですから、どこまで国が方向性を打ち出すかということはすごく難しいことではあると思うんですが、こういったものそのもの自体をやはりある方向性を国が僕は打ち出すことが極めて大事だと思っております、所管省庁としていかがお考えでございましょうか。

菅総務大臣 まず、この犯罪の点でありますけれども、出会い系サイトなどの有害サイトから子供を守るということ、これは極めて大きな問題であるというふうに思っていますし、受信者側で情報を取捨選択可能とするフィルタリング、これが有効だというふうに思っています。

こうした問題を踏まえまして、私、去る今月の 20 日の日に携帯電話事業者に対してフィルタリングサービス、この普及を行うように要請を行いました。今までですと、しますかという形だった。最初からフィルターに掛けて、今までと反対の、基本的にはフィルタリングをしていると、で、開きますかと、そういうふうに逆に聞かれるようなそういう仕組みを今要請をいたしております。

また、委員からお話ありました、この電波の人体への影響でありますけれども、これは総務省にしましても、平成 9 年より生体電磁環境研究による研究会というものを開いてきまして、その調査研究の結果では、この電波防護指針値以下の電波では健康に悪影響を及ぼす証拠はないということを確認はしておりますけれども、引き続きこれからも検討していきたい、こういうふうに思っています。

櫻井議員 是非きちんとした形で検討していただきたいと思います。